

渡辺瑞穂子 提出 学位申請論文（課程博士）

『元旦四方拝の研究』 審査要旨

### 論文の内容の要旨

本論文は、元旦に行われる天皇の宮廷行事である四方拝について、その歴史的展開と儀礼成立の背景を多角的に考察したものである。その内容は、「序」のあと、五章にわたり十四節の論説を示し、最後に「結」を収める。

第一章は「元旦四方拝の祭儀構成に関する継続と変容」と題して、四節にわたり、古代から近代にいたる四方拝の歴史的展開を考察する。

第一節「古代の信仰と祭儀」では、元旦四方拝の成立は寛平年間説と弘仁年間

以前説の二説に大別されるなか、成立の背景には妙見信仰が隆盛し、交野で郊祀が行われる延暦年間の祭儀様相の反映を重要視する。この時期は呪詛を忌避し玉体の安穩を祈る私的祈願の日本的受容が認められる萌芽期とも重なることを指摘し、一方で、天地四方拝には国家統治の象徴的儀礼としての公的側面がみられること、そして元旦四方拝は天皇の私的要素と公的性格をあわせもつと論述する。

第二節「成立説の史的展開」では、元旦四方拝成立説に関する一条兼良の学説変化を追う。兼良は『公事根源』において、皇極紀濫觴説をとったが、後に『江次第鈔』では寛平二年説に転じる。応仁の乱の兵火により、恒例年中行事の四方拝は停止するなか、兼良は文明六年までに岩崎本皇極紀と卜部家本との校合を行い、内裏での日本紀講釈を経て、皇極紀の四方拝記事を否定したと論じる。

第三節「近世以降の四方拝」では、応仁の乱で一時途絶した元旦四方拝の復興と近世の展開を論じる。とくに、配流から怨霊化した伝承をもつ崇徳陵・後鳥羽陵などの天皇陵へ拝礼対象が拡大し、平安時代の年中行事書とは異なる山陵遥拝

が認められるとし、途絶からの再興は従来の諸儀の規則的踏襲ではない、社会的混乱を反映した儀であったことがうかがわれるとする。

第四節「明治初年の四方拝祭儀の改廃について」では、明治初期の元旦四方拝の儀式改正を論じる。明治二年に至るまで「千年の先例」を保持した元旦四方拝は、『年中祭儀節会大略』の「簡易質素ノ朝儀」の指針下で旧儀の改案と名称改廃建言がなされた結果、陰陽道的な属星拝呪は廃され、神事的な要素へ純化がはかられたとする。

第二章は「『内裏儀式』と『日本書紀』」と題して、二節にわたり、第一節「藤原京跡呪符木簡と元旦四方拝の成立」では、近年発掘された呪符木簡をとりあげ、元旦四方拝との関連を考察する。藤原京跡右京九条四坊から出土した呪符木簡には「四方」の文字と、属星拝の呪句と同様の「急急如律令」の文字が認められ、また、『五行大義』の八卦遊年の占法の呪符木簡が出土しており、こうした考古資料を通して、元旦四方拝の「四方」・「急急如律令」・『五行大義』に関して

は、藤原京期の呪的な儀礼との関係が認められると指摘する。

第二節「持統・文武朝の山陵祭祀と国忌」では、天智天皇・天武天皇山陵の配置について考察する。持統天皇によって造都された藤原宮大極殿の中軸線真北に天智天皇陵が、また真南の大内陵に、持統二年十二月天武天皇が埋葬されており、宮の南北の地に先帝山陵を配する特殊な構造であることを指摘する。この時の女帝持統天皇の太上天皇制など日本的な律令制が進捗するなかで、宮都と山陵が造営されていることを論じ、国忌廃務とされた二先帝は持統太上天皇にとって父と夫であり、宮の南北に先帝山陵を遥拝できる構造を藤原宮は有していたことを推測する。

第三章は「皇極紀における神と災異」をとりあげ、その第一節「皇極紀と讖緯思想―童謡および災異について」では、『日本書紀』皇極天皇紀を考察、祈雨の四方拝をはじめ特異な天象記事などを分析している。皇極紀では蘇我氏滅亡による天皇家と藤原氏の正統性確立の理論として災異現象と共に童謡が天人相関的に

機能しており、こうした中で天皇の至徳を示すものとして祈雨の四方拝が位置づけられている可能性を論じている。

第二節「古代の神と虫―常世神の神性について―」では、『日本書紀』皇極天皇紀の常世神記事を考察する。動物に関する記事が散見する皇極天皇紀で、常世神は蚕に似た虫を祭祀対象とする流行神の例とされる。『日本書紀』における虫は汚穢や凶兆を示す一方で、益虫への神聖視がみられ、養蚕は皇祖神と皇后の象徴的行為とされることを論じ、蚕に形態が類似した常世神は、虫を神の座におき崇拜対象とする点で他の益虫や道教的な虫類への巫術とも異なった独自性がみられることを指摘する。

第四章は「暦日意識の発生と宮廷儀礼」について論じ、その第一節「暦と観象授時権の成立」は、国家の祭祀と儀礼は自然の周期から作成された暦に基づいて秩序立てられており、元旦は秩序装置の原点に位置づけられ、暦制定権である観象授時権は暦作成に当たる陰陽寮の成立と律令国家儀礼の整備が進展する天武・

持統朝に画期が見出されることを論じる。また、律令制が弛緩する中世以降、暦は神宮・神社の信仰圏に広く頒布されていたことなども考察する。

第二節の「神道説と『五行大義』」では、中世神道説、とりわけ吉田神道との関係を論じる。天平宝字元年勅で陰陽生の必修書であった『五行大義』は、陰陽家に限らず伊勢神道、山王神道等の中世神道説に影響を与え、吉田神道では日本紀の理解に援用され、中世においては神秘性を付与する言説として機能し続けたことを強調する。

第三節「国忌の成立と省除」では、天武天皇の国忌立制と省除の経緯について考察する。重陽の節日行事は、天武天皇の国忌にあたり持統朝に停止となり、文武朝の廃務立制により聖武天皇国忌に際して節日廃務が付加された。さらに延暦十年の国忌省除ののち、大同二年に重陽儀式は再興される経緯がみられること、『日本書紀』では天武天皇の葬礼と国忌立制過程が載録されているのに比して、天智天皇は陵墓未詳であること、天智天皇国忌廃務をもって天武天皇系に優位す

る皇統理解は、『日本書紀』撰上時には見出せないことなどを論じる。

第五章の「天武・持統朝の祭祀と神話化」は、本論の補説的意味をもつ。第一節「皇極朝と天武朝の祈雨について―天武朝の四方観と祭祀・行事―」では、「天地四方」と共に天皇の統治領域を示す「四方」について考察し、『日本書紀』では限定的な祭祀空間を示す用法に、崇神紀の三輪山と皇極紀の南淵の例があること、また、四方の中央に位置する宮都の大極殿は、『日本書紀』では皇極紀と天武紀に用例があり、国史編纂、祥瑞、正月節会等、律令制の起点となる舞台として編述されていることを指摘する。

第二節「御諸山の上に坐す神」と古代三輪山信仰」では、奈良盆地東南部の三輪山の神は複雑に重層した神名をもつ神とされており、出雲にあらわれ大和にまつられる祭祀起源伝承をもつ「御諸山の上に坐す神」の山名と神名の同一視の焦点となる「に坐す」に着目して、式内社名の分類を行った結果、「坐」を含む神社名は大和を中心とする畿内と出雲に分布の偏りが確認されることを指摘す

る。

第三節「『日本書紀』の女帝と皇祖神」では、皇極天皇から持統天皇へと、女帝に受け継がれた連続性を考察する。持統天皇は伊勢神宮を崇拝した天武朝の政策を継承し、節日意識が皇祖神崇拝と連動していたことを論じている。

#### 論文審査の結果の要旨

本論文は、元旦四方拝儀礼の成立とその背景を多角的視点から論じた基礎的研究である。本儀は天地四方拝、属星拝、山陵拝の、三種の複合した遥拝儀礼であり、それぞれの事象を、平安前期の儀式書をはじめ、『日本書紀』皇極天皇紀まで遡って捉え直し、成立の背景を詳細に検証している。

元旦四方拝の研究は、成立時期に関する論考が多くみられ、成立説は毎朝御拝が始まる宇多朝の創始とする寛平年間説、『内裏儀式』の成立下限に基づく弘仁年間説、『日本書紀』の皇極天皇紀濫觴説などが主としてあり、近年ではこれに

弘仁年間以前の立場を取り、延暦年間の郊祀および妙見信仰が祭儀に影響を与えたとする説がみられる。

本論文では、これらの元旦四方拝をめぐる成立説のうち、『内裏儀式』成立の弘仁年間以前に儀式の淵源を求める説をとり、元旦という暦日の観念と節日行事が宮廷で導入された七世紀から八世紀初頭を焦点とした時期に、段階的に成立していったことを想定している。

この時期は正方位の宮都が建造され、都城を中心として国土を示す「四方」の用法が詔勅にあらわれる律令制の成立期にあたり、天武・持統天皇室に「元旦」と「四方拝」の起点を求めて検討を試み、その上で、『日本書紀』皇極天皇紀、祈雨の四方拝の事例を考察の中心に据え、多角的に論述をすすめている。

皇極天皇の四方拝は、古くは天皇における四方拝の濫觴という位置づけがなされていたが、これまでの元旦四方拝成立説の研究史の上では論じられない部分であった。その理由は、四方拝行事の時と場所と儀礼目的が大きく異なっているか

らであったが、最新の考古学の成果によって、新たな研究の視点のもと、論述が組まれていることは評価される。第二章第一節「藤原京跡呪符木簡と元旦四方拝の成立」では、藤原京跡の右京九条四坊から出土した大神龍王の呪符木簡に、「四方」「急々如律令」の文字が確認され、元旦四方拝の属星拝呪においても天皇が用いる呪句に含まれていること、また、同遺構から出土した呪符木簡には『五行大義』に関する文句がみられることなど、持統天皇朝には、元旦四方拝と共通する事例が確認できたことは重要である。これにより、元旦四方拝の構成要素の基本は、持統天皇朝には整っていたことになり、本論文の中心課題である皇極天皇四方拝との関連を繋げることの可能性は一層高まったといえよう。

この基本的理解を、『日本書紀』皇極天皇紀を素材にした考察では、広がりをもって発展させているのが、第三章「皇極紀における神と災異」に収められた第一節「皇極紀と讖緯思想―童謡および災異について」と第二節「古代の神と虫―常世神の神性について―」の二編である。ここでは皇極天皇紀にみえる祈雨の四

方拝をはじめ特異な天象記事を分析し、その史料性について論じている。また、常世神信仰の性格を考察することで、皇極天皇朝の時代性を明らかにし、本論の周縁の論議にも力を注ぎ、複眼的視野をさらに広げる作業をしている。

元旦四方拝成立へ至る画期として評価できるのは、本論文の補論的地位を占める、天武天皇・持統天皇朝への論及である。第二章第二節「持統・文武朝の山陵祭祀と国忌」では、持統天皇によって造都された藤原宮大極殿の中軸線南北に天智天皇・天武天皇山陵が配置されており、先帝崇拝意識を強く確立したことの指摘は重要である。これが山陵拝の淵源にもなってくる。また、天武天皇の国忌立制と省除の経緯について考察する第四章第二節「国忌の成立と省除」と第五章「天武・持統朝の祭祀と神話化」も、大事な仕事になっている。持統天皇は、持統四年（六九〇）正月元旦に中臣氏・忌部氏による即位儀礼をもって皇后が天皇に即位ののち、同年十一月十一日に元嘉暦と儀鳳暦の施行がなされ、暦制導入の画期に当たる。先帝崇拝意識の恒例化が始まる天武・持統天皇朝を、天皇による

観象授時権の確立期ととらえ、天地四方の中央の座を意味する「皇極」の漢風諡号をもつ皇祖母の天皇が四方拝を行ったことが『日本書紀』に示されることは、元旦と四方、そしてそれらを司る大極および皇極の観念が天皇の拝礼と重ね合わせられたことを意味すると論じ、律令的秩序と天皇との結節点にあたる濫觴の事由として位置づけをされている。

本論文では、中世以後の元旦四方拝の展開にも関心を広げている。第一章第二節「成立期の史的展開」では、五百年來の学者といわれた一条兼良の学説変容をとりあげ、中世公家社会における元旦四方拝儀礼の位置づけを考察し、第三節「近世以降の四方拝」では、再興された近世の四方拝は怨霊的信仰を加えたことを指摘し、第四節「明治初年の四方拝祭儀の改廃について」では、近代に入り神事化する大きな変革について論じた。中世末期の一時中断を経て、四方拝儀礼の時代的変容にも関心を寄せている。ただし、四方拝に怨霊的信仰を加えたことについては、論議が不十分であり、さらに詳しい考察が必要であろう。

以上のとおり、本論文は元旦四方拝儀礼の成立背景を柱に、四方拝の歴史的展開を詳細に論じた研究業績であり、その議論の多くは説得力があり、この分野の研究に新たな方向性を示した成果として評価される。

よって、本論文の提出者渡辺穂子は、博士（神道学）の学位を授与せられる資格を備えているものと認められる。

平成二十三年二月十八日

主査	國學院大學教授	岡田 莊 司	印
副査	國學院大學教授	中 西 正 幸	印
副査	國學院大學教授	嵐 義 人	印

渡辺瑞穂子 学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、博士（神道学）の学位を授与される学力があることを確認した。

平成二十二年十二月十五日

学力確認担当者

主査	國學院大學教授	岡田 莊司	印
副査	國學院大學教授	中西 正幸	印
副査	國學院大學教授	嵐 義人	印